

様式第 17 号

指令第 46 号

浄 化 槽 清 掃 業 許 可 証

住 所 帯広市西 24 条北 4 丁目 5 番地の 4

株式会社 北海道エコシス

氏 名 代表取締役 鍛冶 彰男

令和 7 年 3 月 11 日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	帯広市西 24 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許 可 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする

令和 7 年 3 月 11 日

清水町長 辻 康 裕



(注意事項)

この許可証は、浄化槽法第 39 条に規定する標識として使用することはできません。